

窓口サービス検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の窓口サービスの向上を図るため、窓口サービス検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の窓口サービスに係る調整に関すること。
- (2) 本市の窓口サービスの向上に係る事項の検討及び調査・研究に関すること。

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

(窓口サービス関係課長会議)

第4条 検討委員会に、本市の窓口サービスの向上に係る具体的な検討及び調査・研究を行わせるために、窓口サービス関係課長会議（以下「課長会議」という。）を置く。

- 2 課長会議の委員は、別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 3 課長会議の座長（以下「座長」という。）は、市民協働部市民課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。
- 5 課長会議に、特別の事項を調査審議するため臨時委員を置く。
- 6 前項に定める臨時委員は、別表3に掲げる職員をもって充てる。
- 7 座長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を招集する。
- 8 座長が必要と認めるときは、第2項及び第6項に定める委員のほか関係者を出席させることができる。

(窓口サービス連絡会)

第5条 課長会議は、その所掌事務を実施するにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、窓口サービス連絡会（以下「連絡会」という。）を置くことができる。

- 2 連絡会は、課長会議の委員の推薦を受けた者で組織する。
- 3 連絡会は、必要に応じて座長が招集する。

(庶 務)

第6条 検討委員会及び課長会議の庶務は、市民協働部市民課が行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に必要な事項は、検討委員会の委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表1 窓口サービス検討委員会名簿

検討委員会の役職	左の役職にあてる職	選出理由
委員長	市民協働部長	市民窓口全般
副委員長	資産活用部長	庁舎管理
委員	総務部長	組織機構
	政策企画部長	広報・広聴
	健康福祉部長	保険・高齢者・障害者
	こども未来部長	児童

別表 2

常設委員	選出理由
情報政策課長	窓口システム
資産管理課長	庁舎管理
市民課長	国民年金・市民窓口全般・出張所窓口
保険長	保険
子育て給付課長	児童手当・こども医療

別表 3

臨時委員	選出理由
行政総務課長	事務管理
広報広聴課長	広報・広聴
庄内出張所長	出張所窓口
新千里出張所長	出張所窓口
障害福祉課長	障害者
高齢者支援課長	高齢者・介護保険
保険給付課長	国民健康保険・介護保険
保険資格課長	国民健康保険・介護保険